

# 告 示

## 埼玉県選管告示第六十七号

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十三日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長峰 宏芳

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程の一部を改正する告示

政治資金規正法に基づく収支報告書等の閲覧及び写しの交付規程（昭和二十四年埼玉県選管告示第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「又は政治資金監査報告書」を「、政治資金監査報告書又は確認書」に改める。

第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 求める収支報告書等の写しの交付の方法（複数の実施の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該複数の実施の方法又は写しの交付の請求に係る収支報告書等の部分ごとに異なる写しの交付の方法を求める場合にあつてはその旨及び当該部分ごとの写しの交付の方法）

第四条第三項中「すべて」を「全て」に改める。

### 附 則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。ただし、第三条第一項中第三号を第四号とし、第二号の次に一号を加える改正規定は、公布の日から施行する。